

議員提出議案第8号

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年3月29日

提出者

7番	小山	たつや	17番	秋家	聡明
19番	佐藤	ゆうだい	21番	大高	たく
24番	池田	ひさよし	25番	米山	真吾
27番	小用	進	31番	三小田	准一
32番	中村	しんご	33番	荒井	彰一
34番	牛山	正	35番	くぼ	洋子
36番	倉沢	よう次			

葛飾区議会議長 舟坂 ちかお 殿

政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や、献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るために、再発防止に向けた法整備にしっかり取り組むことが強く求められている。特に、会計責任者が不正行為を働いた場合には、監督責任のある政治家が責任を取る具体的な仕組みを作る必要がある。

現行法では、国会議員など政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際に会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その者を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

従って、会計責任者の「選任及び監督」を「選任又は監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、より一層の制裁強化を図るため、秘書など

の会計責任者が違法行為を犯した場合に、監督責任のある国会議員の公民権を停止する政治資金規正法改正案の、今国会での成立を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。